

尖閣諸島周辺海域の漁業権益と警戒監視体制の 強化及び漁業支援施設の整備を求める要請決議

沖縄県石垣市登野城に地番を持つ尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、石垣市の行政区であることは紛れもない事実である。

中国の国家海洋局所属の海洋調査船、監視船による尖閣諸島接続水域における挑発行為が常態化し領海侵犯を繰り返しているなか、昨年12月13日には尖閣諸島魚釣島近くの領空を中国国家海洋局の航空機1機が侵犯するという由々しき事態も発生している。

また、去る2月18日には、尖閣諸島の領海に侵入した中国公船が周辺にいた民間の漁船を1時間半にわたって執拗に追跡するなど、地元漁業者や住民を不安に陥れており、極めて遺憾で中国政府に強く抗議するものである。

尖閣諸島周辺海域は、当市漁業者が生活の糧としている極めて良好な漁場であるが、今後とも中国政府による領海侵犯や領空侵犯、さらには、尖閣諸島近海で操業する地元漁船を執拗に追跡する悪質な行為が活発化してくることが予想される。

よって、政府においては、主権国家としての日本国の領土を守るため、中国政府に対して毅然とした対応をとるとともに、尖閣諸島周辺海域で漁業者が安心して漁が行えるよう漁業権益を守ると同時に、警戒監視体制のさらなる強化及び漁業無線施設の整備をはじめ、尖閣諸島の船舶気象情報システムの設置等、漁民の生命、財産をまもるための各種基盤施設を早急に整備するよう強く要請する。

以上、決議する

平成25年3月21日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
防衛大臣、海上保安庁長官、水産庁長官、沖縄県知事、沖縄県議会議長